

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会
育児休業及び育児短時間勤務に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第25条に基づき、本会職員（以下、「職員」という。）の育児休業及び育児短時間勤務に関する取り扱いについて定めるものとする。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であって3歳に満たない子（法律上の親子関係がある実子・養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を含む。以下同じ。）と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業（職を保有するが、職務に従事しないことをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、有期契約の職員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 入社1年未満の職員

(2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員及び定年退職する職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(4) 配偶者（育児休業に係わる子の親である者に限る。）が次のいずれにも該当する職員
ア 職業に就いていない者（育児休業等に関する法律に基づく育児休業その他の休業により就業していない者を含む。）であること。

イ 心身の状況が申し出に係わる子の養育をすることができるものであること。

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。

エ 休業申し出に係わる子と同居している者であること。

(育児休業を取得しやすい雇用環境の整備)

第3条 本会は、育児休業、出生時育児休業の申出が円滑に行えるよう、相談窓口は総務課とし、育児休業制度と育児休業取得促進に関する本会の方針を周知する。

(育児休業制度の個別周知・意向確認)

第4条 本会は、本人又は配偶者が妊娠・出産等したことを申し出た職員に対して、育児休業、出生時育児休業に関する次に掲げる事項を周知し、取得の意向を個別に確認する。

(1) 育児休業に関する制度

(2) 育児休業の申し出先

(3) 育児休業給付に関すること

(4) 職員が育児休業期間に負担すべき社会保険料の取り扱い

2 前項の周知及び意向確認は、面談又は書面で行う。

(育児休業の申し出の手続き等)

第5条 職員は育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、原則として初日の1月前までに育児休業申出書（別紙様式1）を会長に提出することにより申し出るも

のとする。

- 2 前項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。また、2回に分割する場合の申出は、それぞれ取得の際に行うものとする。
- 3 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（別紙様式2）を交付する。
- 4 申し出の日後に申し出に係わる子が出生したときは、申出者は、出生2週間以内に会長に育児休業対象児出生届（別紙様式3）を提出しなければならない。

（育児休業の申し出の撤回等）

- 第6条 申出者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業撤回届（別紙様式4）を会長に提出することにより、育児休業の申し出を撤回することができる。
- 2 育児休業の申し出の撤回をした者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申し出をすることができない。
 - 3 休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申し出に係わる子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申し出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に会長にその旨を通知しなければならない。

（育児休業の期間等）

- 第7条 育児休業の期間は、原則として、子が3歳に達するまで（満3歳の誕生日の前日）を限度として、育児休業申出書（別紙様式1）に記載された期間とする。
- 2 1に係わらず、本会は育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。ただし、配偶者が育休法第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合及び育休法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。
 - 3 職員は、育児休業期間変更申出書（別紙様式5）により会長に申し出ることにより、休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業を終了しようとする日（以下「休業予定日」という。）の繰り下げ変更を行うことができる。
 - 4 職員が休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、育児休業期間変更申出書（別紙様式5）により会長に申し出るものとし、本会がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた休業終了予定日の1週間前までに、本人に通知する。
 - 5 育児休業の繰り下げ変更は1回に限るものとする。ただし、配偶者の負傷又は疾病により入院、配偶者との別居等育児休業の期間の延長の申し出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、育児休業の期間の再度に延長をしなければ子の養育に著しい支障が生じる場合については、この限りではない。
 - 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - （1）子の死亡等育児休業に係わる子を養育しないこととなった場合、当該事由が発生した日（なお、この場合について本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - （2）育児休業に係わる子が3歳に達した場合。子が3歳に達した日
 - （3）産前産後休業又は新たな育児休業期間が始まった場合
産前産後休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 配偶者が第2条(2)に該当することとなった場合

原則としてその事由が生じた日から2週間以内で本会が指定した日

(再度の育児休業の申し出)

第8条 再度の育児休業により養育しようとする子について、既に育児休業(法による育児休業をいい、ほかの法律による育児休業は含まない。)をしたことがあるときは、育児休業をすることができないものとする。

ただし、次の特別の事情がある場合については、この限りではない

- (1) 育児休業中の職員が産前の特別休暇を取得し、又は出産(妊娠4か月以上の分娩(死産を含む。))を言う。以下同じ。)したことにより当該育児休業の承認が失効した後、当該産前の特別休暇若しくは出産に係わる子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業中の職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が失効した後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) その他、配偶者の負傷又は疾病による入院、配偶者との別居等育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、再度の育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生じることとなったこと。

2 双子など複数の1歳に満たない子を養育している場合、そのうちの一人について育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

(出生時育児休業の対象者)

第9条 育児のために休業することを希望する職員であつて、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日まで労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(出生時育児休業の申出の手続等)

第10条 出生時育児休業を希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下、「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書(別紙様式7)を会長に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第9条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に

分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

- 3 本会は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書（別紙様式8）を交付する。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出者は、出生後2週間以内に会長に出生時育児休業対象児出生届（別紙様式9）を提出しなければならない。

（出生時育児休業の申出の撤回等）

- 第11条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届（別紙様式10）を会長に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。
- 2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書（別紙様式8）を交付する。
 - 3 第9条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。
 - 4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。

（出生時育児休業の期間等）

- 第12条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書（別紙様式7）に記載された期間とする。
- 2 前項にかかわらず、本会は、育休法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
 - 3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書（別紙様式11）により会長に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき一回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
 - 4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書（別紙様式8）を交付する。
 - 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - （1）子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会与本人が話し合いの上決定した日とする。）

(2) 子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合

子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日

(3) 子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合

子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

(4) 出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、新たな出生時育児休業期間が始まった場合

6 前項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に会長にその旨を通知しなければならない。

（給与等の取り扱い）

第13条 育児休業に係わる給与の取り扱いは、次のとおりであること。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない

(2) 期末手当の在職期間の計算に当たっては、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を除算する

(3) 勤勉手当の勤務期間の計算に当たっては、育児休業をした期間の全期間を除算する

(4) 退職手当の在職期間の計算に当たっては、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（月数）を除算する

(5) 普通昇給の昇給計算に当たっては、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を勤務したものとみなす

(6) 特別昇給については、基準日に育児休業をしている職員は、特別昇給させることができない。また、昇給計算に当たっては、育児休業をした期間の全期間を、勤務しなかった期間に算入する

（復職後の取り扱い）

第14条 育児休業後の勤務は、原則として、休業直前の職務で行うものとする。

2 第1項の規定に係わらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等止むを得ない事情がある場合には、職務の変更を行うことがある。

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児休業をした日は出勤したものとする。

（育児短時間勤務の制度）

第16条 職員で小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する者は、会長に申し出て、次の育児短時間勤務の制度の適用を受けることができる。

2 第1項の規定に係わらず、育児短時間勤務の対象から除外することとされた次の職員は、育児短時間勤務をすることができない。

(1) 非常勤職員

- (2) 育児短時間勤務により養育しようとする子について、配偶者が育児休業をしている職員
 - (3) その他、育児短時間勤務をしようとする時間において、育児短時間勤務により養育しようとする子を他の親が養育することができる場合の当該職員
- 3 休業できる期間。
- (1) 子が小学校就学の始期に達するまでの期間とする
 - (2) 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内とする。
ただし、女子職員については、育児する場合の特別休暇を承認されている場合は、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内とする。
- 4 育児短時間勤務の申し出の手続等
- (1) 職員は育児短時間勤務をしようとするときは、育児短時間勤務申出書（別紙様式6）を会長に提出することにより申し出るものとする。
 - (2) 育児短時間勤務の申し出は、必要な期間について予め包括的に申し出るものとする。
 - (3) 育児短時間勤務の申し出があったときは、当該職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として取り扱うものとする。
 - (4) 育児短時間勤務が主として託児しながら勤務する職員について、職員が1日の勤務時間の一部について勤務しないことによる業務の運営への影響、託児施設の開所時間等を考慮して、2時間を上限としていることに鑑み、他の親が育児短時間勤務その他の短時間勤務の制度の適用を受けている職員に対し育児短時間勤務を取り扱うに当たっても、通常は育児短時間勤務が必要とされる時間と配偶者が勤務しないこととして取り扱われている時間を合わせた時間が2時間を超えないものとする。
 - (5) 育児短時間勤務の申し出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めるものとする。
- 5 育児短時間勤務の申し出の撤回等、育児休業の申し出の撤回等（第4条）に準じて取り扱うものとする。

（育児短時間勤務に係わる給与の取り扱い）

第17条 育児短時間勤務に係わる給与の取り扱いは、次のとおりであること。

- (1) 育児短時間勤務により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、諸手当支給細則第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- (2) 期末手当及び勤勉手当については、基準日に育児短時間勤務をしていても、支給することができる。
また、在職期間又は勤務時間の計算に当たっては、育児短時間勤務をした期間は除算しない。
- (3) 退職手当の在職期間の計算に当たっては、育児短時間勤務をした期間は除算しない。
- (4) 普通昇給の昇給計算に当たっては、育児短時間勤務をした期間も勤務したものとみなす。
- (5) 特別昇給の昇給計算に当たっては、育児短時間勤務をした期間は勤務しなかった期間に算入する。

（育児を行う職員の所定外労働及び時間外勤務の制限）

第18条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、職務の正常な運営を妨げる場合を除き、

深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう）勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員がその子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

（年次休暇、特別休暇等との関係）

- 第19条 育児休業期間中にある場合は、年次休暇、特別休暇等は取得できないものであること。
- 2 育児短時間勤務の期間について、年次休暇、特別休暇等を取得しようとするときは、予め当該時間について育児短時間勤務の取り消しを受けるものとする。

（人事異動通知書の交付）

- 第20条 次に掲げる場合には、当該職員に人事異動通知書を交付するものとする。
- (1) 職員が育児休業をする場合
 - (2) 職員が育児休業の期間を延長する場合
 - (3) 育児休業をした職員が執務に復帰した場合
 - (4) 育児休業を取り消す場合

（出勤簿の表示）

- 第21条 「出勤印」欄に、育児休業の場合は「育休」、育児短時間勤務の場合は「育短休」と表示するものとする。

（育児休業等に関するハラスメントの防止）

- 第22条 すべての職員は、育児休業等に関する制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。
- 2 第1項の言動を行ったと認められる場合は、本会就業規則に定める懲戒処分を行う。

（補則）

- 第23条 育児休業及び育児短時間勤務に関して、この規程に定めのないことについては「育休法」その他の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成30年3月2日から施行する。

附 則
(施行期日)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この改正規程は、令和7年12月22日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

(育休) 別紙 様式1 <第5条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2 style="margin: 0;">育児休業申出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職・氏名： ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第5条に基づき、 下記のとおり育児休業の申出をします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>				
1 育児休業に係る子の 状況	①氏名			
	②生年月日			
	③本人との続柄			
	④養子の場合の 縁組成立年月日			
2 1の子が生まれてい ない場合の出産予定 者の状況	①氏 名			
	②出産予定日			
	③本人との続柄			
3 育児休業の期間	1回目 年 月 日 ~ 年 月 日			
	2回目 年 月 日 ~ 年 月 日			
4 申出に係る状況	①休業開始予定日の1ヶ月前に申し出て			
	<ul style="list-style-type: none"> ・いる ・いない→申し出が遅れた理由 () 			
	②1と同じ子について育児休業の申し出を撤回したことが			
<ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある→再度申し出の理由 () 				
③1と同じ子について育児休業をしたことが				
<ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある→再度の休業の理由 () 				
備 考				

(育休) 別紙 様式2 <第5条>

<h2 style="margin: 0;">育児休業取扱通知書</h2>	
年 月 日	
様	
木津川市社会福祉協議会 会長 ㊟	
<p style="text-align: center;"> あなたが 年 月 日にされた育児休業の申出について、 『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第5条に基づき、 その取扱を下記のとおり通知します。 (但し、期間の変更の申し出があった場合には下記の事項の若干の 変更があり得ます。) </p>	
記	
1 育児休業の期間等	年 月 日 ~ 年 月 日
2 育児休業期間中の 取り扱い等	
3 育児休業後の労働 条件	
4 そ の 他	

(育休) 別紙 様式3 <第5条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<p>育児休業対象児出生届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">職・氏名 : ㊟</p> <p>私は、 年 月 日に行った育児休業の申出において出生していなかった育児休業に係わる子が出生しましたので『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第5条に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
1 出生した子の氏名				
2 出生の年月日		年 月 日		
3 本人との続柄				

(育休) 別紙 様式4 <第6条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長

育児休業撤回届

年 月 日

木津川市社会福祉協議会 会長 様

職・氏名：

⑩

私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』
 第6条に基づき、 年 月 日に行った
 育児休業の申し出を撤回します。

(育休) 別紙 様式5 <第7条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<p>育児休業期間変更申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">職・氏名： ㊟</p> <p>私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第7条に基づき、 年 月 日に行った育児休業の申出における休業期間を下記 のとおり変更します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
1 当初の申出における 育児休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
2 当初の申出に対する 本会の対応	<p>休業開始日の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有 →指定後の育児休業開始予定日 (年 月 日) ・無 			
3 変更の内容	<p>①休業 ・開始 予定日 ・終了 (年 月 日)</p> <p>②変更後の休業 ・開始 予定日 ・終了 (年 月 日)</p>			
4 変更の理由 (休業開始予定日の 変更の場合のみ)				

(育休) 別紙 様式6 <第12条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2 style="margin: 0;">育児短時間勤務申出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職・氏名： ㊟</p> <p style="margin: 0;">私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第12条に基づき、 下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>				
1 育児短時間勤務に係る子の状況	①氏名			
	②生年月日			
	③本人との続柄			
	④養子の場合の縁組成立年月日			
2 託児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設 () <input type="checkbox"/> その他 () 【託児時間： 時 分 ~ 時 分】			
3 通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)			
4 申出期間及び時間	年 月 日 から <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 [午前 時 分 ~ 時 分] [午後 時 分 ~ 時 分]			
5 育児時間の期間及び時間	年 月 日 から <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 [午前 時 分 ~ 時 分] [午後 時 分 ~ 時 分]			
備 考				

(育休) 別紙 様式7 <第10条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<h2 style="margin: 0;">出生時育児休業申出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職・氏名： ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第9条に基づき、 下記のとおり出生時育児休業の申出をします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>				
1 出生時育児休業に係る子の状況	①氏名			
	②生年月日			
	③本人との続柄			
	④養子の場合の 縁組成立年月日			
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	①氏 名			
	②出産予定日			
	③本人との続柄			
3 育児休業の期間	<p>年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>※2回に分割する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること</p> <p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>			
4 申し出に係る状況	<p>①休業開始予定日の2週間前に申し出て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いる ・いない→申し出が遅れた理由 () <p>②1の子について出生時育児休業をしたことが</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある (回) <p>③1の子について出生時育児休業の撤回をしたことが</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある (回) <p>➡2回ある場合又は1回あるかつ上記②が2回ある場合、 再度申出の理由 ()</p>			
備 考				

(育休) 別紙 様式8 <第10条>

<h2 style="margin: 0;">出生時育児休業取扱通知書</h2>	
年 月 日	
様	
木津川市社会福祉協議会 会長 ㊟	
<p>あなたから 年 月 日に提出された出生時育児休業の申出について、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第10条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。</p> <p>(ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。)</p>	
記	
1 出生時育児休業の 期間等	(1回目) 年 月 日 ~ 年 月 日 (2回目) 年 月 日 ~ 年 月 日
2 出生時育児休業期 間中の取り扱い等	
3 出生時育児休業後 の労働条件	
4 そ の 他	

(育休) 別紙 様式9 <第10条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<p>出生時育児休業対象児出生届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">職・氏名： ㊟</p> <p>私は、 年 月 日に行った出生時育児休業の申出において 出生していなかった出生時育児休業に係る子が出生しましたので、 『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第10条に基づき、下 記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
1 出生した子の氏名				
2 出生の年月日		年 月 日		
3 本人との続柄				

(育休) 別紙 様式10 <第11条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長

出生時育児休業撤回届

年 月 日

木津川市社会福祉協議会 会長 様

職・氏名：

⑩

私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』
第11条に基づき、 年 月 日に行った出生時
育児休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

(育休) 別紙 様式 1 1 <第 1 2 条>

会 長	副会長	副会長	副会長	局 長
<p>出生時育児休業期間変更申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>木津川市社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">職・氏名： ⑩</p> <p>私は、『育児休業及び育児短時間勤務に関する規程』第12条に基づき、 年 月 日に行った出生時育児休業の申出における休業期間 を下記のとおり変更します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
1 当初の申出における 出生時育児休業期間	<p>(1回目)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>(2回目)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</p>			
2 当初の申出に対する 本会の対応	<p>休業開始予定日の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有 → 指定後の育児休業開始予定日 (年 月 日) ・無 			
3 変更の内容	<p>①休業〔開始・終了〕予定日 (年 月 日)</p> <p>②変更後の休業〔開始・終了〕予定日 (年 月 日)</p>			
4 変更の理由 (出生時休業開始予定 日の変更の場合のみ)				